

一壹石五斗

なたね○中略

文祿二年七月廿七日

御朱印○秀吉臣

薩摩侍従どのへ

〔徳川禁令考五十八
菜種及水油〕享保十二未年五月

菜種買問屋之儀町觸

菜種之儀、今度中橋廣小路大和屋七郎左衛門ニ買問屋被仰付、在々より作出候菜種、不殘右七郎左衛門方江賣渡申候候、町々ニ而菜種商賣仕候ものは勿論、向後七郎左衛門より外江一切賣渡申間敷候、此旨町中不殘可被相觸候以上、

五月

〔有德院殿御實紀五十七〕寛保三年二月廿二日、令せられしは、諸國にてつくりし菜種は、大坂に漕運せしが、近年數すくなきをもて、水油のあたひたかく、諸民のなやみとなれり、國々數多く菜種をうへ、かしこにはこぶべし、江尾勢參駿豆相の七州は、舊により直に江戸に送るべし、また中國四國西國攝州兵庫西宮紀伊の國々は、江戸に積送る事をとめ、大坂に送るべしとなり、日記年錄〔浪花の風〕菜種は、一石に付、大概油屋にて買入の直段、百匁より百十二三匁位なり、尤年の豊凶出来方にて高下あり、此一石の種にて、油に絞り二斗二升程になるよしなり、

〔農業全書三〕油菜

油菜一名は芸薹又胡菜と云、其始だつたんより来るゆへに胡菜と云となり、其葉莖かぶらな水なに同じ能こやしても、その根大きにはならず、又其味もおとれり、されども田圃に蒔て榮へ安く、虫も食はず子多し、油を搾に利多きゆへ、農民多く作る、三月黃花をひらき、さながら廣き田野に、黃なる絹を玄けるがごとし、其實り麥に先立て熟し、跡の地早くあきて、藍其外夏物を作るに便よし、總じて麥ばかり